

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省中小企業庁事業環境部財務課)

項目名	小規模企業等に係る税制のあり方の検討						
税目	所得税						
要望の内容	<p>持続的経営や成長志向の活動を行う個人事業主を含む小規模事業者が直面する事業承継や事業主報酬などの課題を踏まえ、その振興を図る観点から、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るために外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。</p> <p>なお、令和6年度税制改正大綱においても、「小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税バランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るために外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。」とされている。</p>						
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(—)</td> <td>百万円</td> </tr> </table> <p>(1) 政策目的</p> <p>例えば、法人の場合は、一定の条件を満たす事業主給与の損金算入が認められ、かつ給与所得控除の額が所得金額に応じて遞増する仕組みになっていることに比べ、個人の場合は、青色申告特別控除は所得金額に関わらず定額の控除であり、事業所得を得るために要する個人事業主の「勤労」への評価を反映していないとの指摘がある。</p> <p>そのため、個人事業主の事業主報酬に係る勤労性に配慮しつつ、その振興を図る観点から、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るために外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>上記「政策目的」に同じ。</p>	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	—	百万円	(改正増減収額)	(—)	百万円
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	—	百万円					
(改正増減収額)	(—)	百万円					

今 回 の 要 望 (租 税 特 別 措 置) に 関 連 す る 事 項	政策体系 における 政策目的の 位置付け	7. 中小企業の発展
		個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るために外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。
	政策の 達成目標	—
	租税特別措 置の適用又 は延長期間	—
	同上の期間 中の達成 目標	—
	政策目標の 達成状況	—
	要望の 措置の 適用見込み	—
	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	—
	当該要望項 目以外の税 制上の措置	—
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	—
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	—

	要望の措置の妥当性	<p>シャウブ勧告においては、当時給与所得者に認められていた勤労控除について、「所得の大部分が財産の所有に起因するのではなく、個人の努力によって得られたという点において、農業所得および中小商工所得にも同様に適用されるべきである」とされている。</p> <p>また、令和6年度税制改正大綱においても、「小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税バランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。」とされており、妥当である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—